

ID: 240

担当部署: 建設水道課

<b>処分の概要</b>	手数料の徴収		
<b>例 規 名 根 拠 条 項</b>	村田町下水道条例 第28条		
<b>例 規 番 号</b>	昭和63年条例第28号		
<b>【基準】</b>			
第28条の規定による。 (手数料)			
第28条 町は、第7条の規定による公認業者の登録等に関し、次の各号に定める手数料を徴収する。			
(1) 公認業者登録手数料			
新規のとき 1件につき 2万円			
更新のとき 1件につき 1万円			
(2) 排水設備等工事責任技術者登録手数料			
新規のとき 1件につき 3,000円			
更新のとき 1件につき 2,000円			
<b>備考</b>			
<b>設 定 年 月 日</b>	令和3年4月2日	<b>最 終 変 更 年 月 日</b>	年 月 日